

名高裁総第000844号

(庶ろー03)

平成24年10月12日

最高裁判所事務総局広報課長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

広報担当者協議会の協議員等名簿等について（送付）

標記の協議会の協議員等名簿（東京高裁及び名古屋高裁分）及び協議問題（名古屋高裁意見付き）は、別添のとおりです。



広報担当者協議会協議員等名簿

1 主催者

東京高等裁判所長官	吉 戒 修 一
名古屋高等裁判所長官	山 崎 敏 充

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総局広報課付	横 山 浩 典
同 広報課企画係長	藤 原 悟 志
同 広報課報道第一係長	久 保 宗 義
同 刑事局第一課長	高 橋 康 明

3 参列者

名古屋高等裁判所事務局長	村 田 斉 志
同 事務局次長	武 長 信 次

4 協議員

東京高等裁判所事務局総務課長	継 田 剛 史
同 事務局総務課課長補佐	越 田 秀 之
同 事務局総務課広報係長	佐 藤 信 秀
東京地方裁判所事務局総務課長	火ノ川 忠
東京家庭裁判所事務局総務課長	田 内 丈 青
横浜地方裁判所事務局総務課長	白 倉 純 一
横浜家庭裁判所事務局総務課長	中 橋 章
さいたま地方裁判所事務局総務課長	森 本 益
さいたま家庭裁判所事務局総務課長	橋 爪 智 子
千葉地方裁判所事務局総務課長	杉 山 佳 紀
千葉家庭裁判所事務局総務課長	坂 本 正 則
水戸地方裁判所事務局総務課長	長谷川 浩 一

水戸家庭裁判所事務局総務課長	本 田 千 鶴
宇都宮地方裁判所事務局総務課長	登 坂 一 敏
宇都宮家庭裁判所事務局総務課長	竹 内 康 人
前橋地方裁判所事務局総務課長	大 沼 剛
前橋家庭裁判所事務局総務課長	佐 藤 潔
静岡地方裁判所事務局総務課長	戎 史 木
静岡家庭裁判所事務局総務課長	宮 澤 康 弘
甲府家庭裁判所事務局総務課長	高 村 匡 祐
長野家庭裁判所事務局総務課長	原 正 悟
新潟地方裁判所事務局総務課長	寺 澤 英 記
新潟家庭裁判所事務局総務課長	依 田 弘太郎
名古屋高等裁判所事務局総務課長	廣 瀬 史 朗
同 事務局総務課課長補佐	山 田 一 伸
同 事務局総務課広報係長	福 岡 伸治郎
名古屋地方裁判所事務局総務課長	杉 山 洋 一
名古屋家庭裁判所事務局総務課長	判 治 智
津地方裁判所事務局総務課長	後 藤 一 章
津家庭裁判所事務局総務課長	中 村 多佳子
岐阜地方裁判所事務局総務課長	早 川 太
岐阜家庭裁判所事務局総務課長	泉 谷 聡
福井地方裁判所事務局総務課長	南 出 良 仁
福井家庭裁判所事務局総務課長	早 川 生 麻
金沢地方裁判所事務局総務課長	原 田 出
金沢家庭裁判所事務局総務課長	畦 地 由 紀
富山地方裁判所事務局総務課長	角 屋 晃
富山家庭裁判所事務局総務課長	橋 本 昌 也

5 オブザーバー

名古屋地方裁判所判事

天 野 登喜治

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
1	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員経験者の意見交換会の充実策について	当庁では、毎月1回意見交換会を開催し、各回特に意見を聴取すべき話題事項を定めるなどして、充実策を図っているが、他庁の実情等を伺うとともに、どの程度の範囲であれば、意見交換会の枠組自体のバリエーションが認められるのか御教示願いたい。例えば、実際の裁判員裁判終了後(記者会見終了後)に、意見交換の機会を設けることは認められるか。	名古屋地	名古屋高	裁判員経験者との意見交換会は、裁判員の職務終了後、一定期間経過した裁判員経験者の職務直後では聴くことができない感想や意見・要望などを聞くことによって、運用状況等を検証し、必要な運用改善を行うことを目的としている(平成21年11月18日付け刑事局第二課長メール)。よって、枠組自体のバリエーションが認められるかどうかの範囲は、上記目的に合うかどうかによって判断することになる。原庁の裁判員裁判終了後の意見交換会は、職務終了直後では聴くことができない意見等を聴くという上記目的に沿わないばかりか(職務終了直後の意見等はアンケートにより聴取することとしており、必要に応じてアンケートの質問項目をより具体化することは考えられる。)、裁判員に対して、職務と連続した日程で意見交換会への出席を求めることが過度の負担を迫ることにもなりかねず、運用状況の検証という目的が果たせない可能性が高い。以上から、意見交換会のバリエーションは、上記目的に合うものであれば、検討の余地があるかと思われるが、原庁が例示したバリエーションは認めがたいと思われる。			
2	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	補充員に対する意見聴取の企画について	意見交換会の参加者はこれまでの整理では、補充員が参加できない形で整理されているが、補充員からの意見聴取の必要性について、どう考えているのか、また、今後の意見交換会以外の企画の検討状況について情報提供いただきたい。	名古屋地	名古屋高	エントリー登録している関係上、補充員の立場からの意見聴取も有用と思われる。ただし、経験者と補充員に同一の場で、同じ質問をすることが適当かどうかは検討が必要だと思われる。なお、補充員に対する意見聴取も全国的かつ政策的に行われる必要があるところ、意見交換会以外の企画に補充員を参加させる枠組が現時点では示されておらず、各庁においてその実施は困難であると思われる。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
3	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判で、裁判員が参加する出張尋問を実施する場合における報道対応上の配慮すべき事項について	実際に出張尋問を実施した庁があれば、報道機関への情報提供の在り方、移動の方法を含めた動線上の問題等、報道対応上配慮すべき事項について伺いたい。	岐阜地家	名古屋高	各庁の事例を伺いたい。 事件部と連携し、出張尋問先の構造及び当日のスケジュールなどを踏まえて、混乱を生じないよう予想される事態に対する対応を個別に検討した上で、報道機関に対しての便宜供与の範囲を裁判体の意向を踏まえて決める必要がある。なお、特に裁判員法101条にあるとおり、裁判員が特定されるような行為(裁判員を撮影する行為など)に及ばないよう幹事社と綿密に折り合わせをしておくことが必要である。			
4	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員経験者意見交換会の継続的な実施について	福井地裁では、参加希望者が少なく、裁判員経験者による意見交換会の実施は1回にとどまっている。裁判員には、総務課長から意見交換会の趣旨を説明して参加意思を確認しているが、参加していただけるのは、ごく少数である。 今後、意見交換会を継続的に実施するため、裁判員に対する働きかけの観点から、取り組むべき方策があれば伺いたい。	福井地家	名古屋高	各庁の実情及び工夫例を伺いたい。			
5	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判における報道機関に対する便宜供与の在り方について	当庁では、裁判員裁判の全公判期日について、記者クラブ側からの申請によることなく、臨時記者室を手配している。仮庁舎の記者室は手狭であるため、やむを得ないものと考えているが、新庁舎への移転後は、臨時記者室の手配は記者クラブ側の申請に基づいて個別判断としたいと考えている。 ついでに、他庁の実情を伺わせていただき、参考としたい。	金沢地	名古屋高	各庁の実情を伺いたい。 記者クラブとの関係については、各庁との信頼関係や話し合いにより決まるものであり、臨時記者室の手配についても記者クラブと十分折り合わせた上で決められたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
6	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	記者会見を充実させるための工夫について	当庁の場合は、小規模庁であり、未だ裁判員裁判の件数が少ないこと(8月末現在で18件)から、毎回、記者会見の実施要望が出されており、会見の場にも相当数の記者が参加している。しかし、その実態としては、質問事項は定型的なものに限られており、裁判員の発言が記事になることもほとんどない。このような実態については、昨年の協議会においても問題となり、その中で、ひとまず概略的な質問事項を提出させて、傍聴後、具体的な質問事項を追加で提出させているというような工夫例の報告もなされたところである。それを受けて、当庁においても、同様の工夫を実施してきたところではあるが、当庁の場合、記者としての経験や裁判に対する知識が少ない者が多いこともあって、改善の効果が余り出しておらず、更なる工夫を模索しているところである。そこで、各庁における、その後の実情や工夫例を伺い、今後の参考にさせていただきたい。	富山地	名古屋高	各庁の実情や工夫例を伺いたい。			
7	報道対応 (裁判員)	刑事(裁判員)	裁判員裁判で検証を行う際の留意点等について	もとより個別の事件に対する報道対応は、裁判体の意向によるところであるが、一般論として、少年については、少年法61条により写真の新聞紙等への掲載が禁止されていること、裁判員については、裁判員法101条により特定事項を公にすることが禁止されていることから、いずれも写真が撮影されないように留意すべきであると思われる。ところが、報道機関は、検証が非公開手続であるにもかかわらず、裁判員等の足下のみ、あるいは後ろ姿のみでもよいので写真を撮影したいというような要望が出されることが予想されるため、事前に報道機関との間で、どのような調整を図るべきか、また、検証現場ではどのような点に留意すべきかということについての考えを伺いたい。	富山地	名古屋高	各庁の事例をお伺いしたい。 なお、事件部と連携し、検証現場の形状及び当日のスケジュールなどを踏まえて、混乱を生じないように予想される事態に対する対応を個別に検討した上で、報道機関に対しての便宜供与の範囲を裁判体の意向を踏まえて決める必要がある。裁判体の意向に従って、記者クラブ幹事社と綿密な摺り合わせをしておく必要がある。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
8	報道対応 (その他)	刑事(その他)	記者クラブとしての要望ではなく、記者単独で刑事事件の判決要旨の交付を求められた場合の対応について各庁の実情をお伺いしたい。	記者クラブからの判決要旨の交付要望があった場合は、裁判体に要望を伝え、基本的には作成していただいているが、記者クラブとしてではなく、単独社で記者から要望された場合には、当該1社のためだけに作成していただくまでの便宜供与は必要ないと考えられる。幹事社を通じて記者クラブとして要望するよう促すことで良いと考えるが、各庁の実情をお伺いし、今後の事務の参考とさせていただきたい。 なお、民事事件の判決写しの貸与については、単独で要望された場合であっても、記者クラブからの要望の場合と同様、民事事件は官渡し時点で判決書が作成されていることから貸与している。	津地	名古屋高	裁判体が応じるかどうか判断することであるが、記者クラブ加盟社の1社のみからの申請であったとしても、正確な報道を目的とする以上、幹事社を通じての便宜供与依頼か1社のみの便宜供与依頼かで便宜供与の必要性に変わりはない。また、いわゆる「抜き」の場合、幹事社を通じて申請をさせることは、他社に情報を提供させることになりかねず、裁判所との信頼関係を損なうおそれがある。 よって、著名事件として複数の社が注目している事件の場合は、幹事社を通じて申請させることは相当といえるが、それ以外の場合は裁判体の意向を前提にして、便宜供与に応じる方向で検討することが望ましいと思われる。			
9	報道対応 (その他)	家事	少年事件や後見事件をはじめとする家事事件の手続についての記者に対するレクを行っている庁があれば、その工夫を紹介いただきたい。	最近少年事件や後見事件の社会的関心が特に高いが、少年事件や後見事件をはじめとする家事事件は非公開手続であることから、各事件に触れる機会が少ないこともあり、記者は基本的手続についての知識が乏しい。事件関係等の報道対応に備えて、記者に対して基本的手続の知識付与を目的としたレクを行っている庁の工夫などを紹介いただきたい。	名古屋高	名古屋高				

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
10	報道対応 (その他)	家事	成年後見人を告発した際の報道 対応案の作成について	成年後見人を告発した際の報道対 応案の作成については、平成23年 8月29日付けで最高裁書簡が発出 された。後見人に対する監督責任を 負う立場の家裁としては、国民に対 する説明責任を果たすため、家裁が 行った客観的な監督の内容や告発 に至る経緯について、客観的事実 に基づき、詳細かつ正確に回答する必 要があるものの、具体案を作成する 段階になると、どの範囲・程度まで記 載すべきか判断に迷うことが多いた め、各庁の実情について参考までに 伺いたい。	津家	名古屋 高	各案件ごとに国民に対する説 明責任が認められる範囲は異 なることから、各案件ごとに検 討されたい。			
11	報道対応 (その他)	少年	当庁では、少年事件の決定要旨 の交付等に関して、記者クラブと の間で明確な申合せがなく、他庁 の申合せ等を参考に、その都 度対応しているが、迅速正確な報 道要請に答えるため申合せの策 定が必要だと考えているところ である。報道機関との申合せにつ いて、内容や運用に工夫されている 庁があれば、実情をうかがいた い。	家裁の報道対応については、特別な 配慮を要する事項が多く、個別事案 ごとに判断を行わざるを得ない場面 が多い。記者クラブの理解を得るた め、家裁独自の申合せ事項を設けて いる庁やある程度固まった運用で対 応されている庁があれば、実情や問 題点をお聞きし、今後の事務に役立 てたい。	金沢家	名古屋 高	各庁の実情や工夫例を伺いた い。			
12	報道対応 (その他)	その他	複数の記者から、時間を異にして 同様の取材があった場合の対応 について、各庁の実情をお伺い したい。	共犯関係にある被告人の事件の判 決が言い渡された日には、他の裁判 で審理された共犯者の判決結果や その確定の有無等について、複数の 記者から取材を受けることがある が、2番目の記者からの取材には、 即答可能であるが、他社の取材が あったことを勘ぐられないように、あ えて初めて対応する内容のように振 る舞い、多少の時間をおいて折り返 し回答しているが、他庁の運用をお 伺いし、改善すべき点があれば改善 したいと考えている。	津地	名古屋 高	適時に正確な記事を記載して もらうために取材に応じるとい う目的を考えれば、総務課とし て回答可能になった段階で可 及的速やかに回答することは 重要であり、他社からの取材 があったかどうかを伝えなけれ ば、即答してよいと考える。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
13	報道対応 (その他)	その他	職員の懲戒処分を公表する際の 投げ込み及び取材に対する工夫 例等について	職員の懲戒処分については、一般的には、記者 クラブに対し、公表ペーパーを投げ込み、総務課 長等が必要に応じて記者に個別に補足説明をす るとされている。 しかし、当庁のような小規模庁の場合、記者クラ ブは、裁判所の建物にはなく、県警本部等、他の 行政機関の建物内にあり、幹事社の記者も記者 クラブに常駐している訳ではない。 記者に対する公表ペーパーの補足説明について も、当庁のような小規模庁の場合、懲戒処分にな ること自体、珍しいことや、公表ペーパーには、最 小限の事実しか記載がないことから、投げ込み 後、次々に記者が裁判所に押し寄せ、説明を求 めてくるというのが実情である。 以上のことから、例えば、他官庁でのトラブルを 防止するため、公表ペーパーの配布を裁判所で 幹事社に行うとか、正確な報道を確保するため、 個別取材に代えて記者レクを行うということも考 えられるが、それらに対する考えや御意見、投げ 込みや取材に対する工夫例があればお伺いした い。	富山地家	名古屋 高	各庁の実情及び工夫例を伺い たい。 裁判所において記者レク等 を行うことになれば、記者会見に なってしまうおそれがあるた め、現在の投げ込み方法をと るべきである。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
14	報道対応 (その他)	その他	休日、夜間における報道機関に対する便宜供与や取材への対応の在り方について	休日、夜間において、報道機関から取材や便宜供与の申入れがあった場合、一般的には、緊急の対応を要するか否かを判断の上、即時対応するか否かを決めている。当庁の場合、具体的には、著名事件で、緊急に回答が必要があるときや、担当者限りで回答できること以外は、翌開庁日に対応しているのが実情である。しかし、報道機関によっては、しつこく回答を求めてきたり、言渡しの判決書写しの貸与等の便宜供与を求めてきたことがある。報道対応や便宜供与の要否は、もとより所長の判断、指示によるものではあるが、所長の包括的な指示も含め、他庁において、休日、夜間、どの程度、報道機関に対する回答や便宜供与をしているのかという実情を伺いたい。	富山地家	名古屋高	各庁の実情を伺いたい。 照会や便宜供与の内容や照会等の時刻にもよるが、裁判所の開庁時間に対応することが原則であり、休日などに対応することを想定していない。また、仮に、休日などに、ある加盟社の便宜を図った場合、他の加盟社にも同様の便宜を図る必要が生じる。よって、個々の事例の緊急性や必要性などによるが、原則として開庁時間に対応することとし、それに従わない記者に対しては、毅然とした対応を取る必要がある。			
15	一般広報 (その他)	少年	少年事件や少年審判手続について中高生に知ってもらうことは、非行抑止、法教育の面から有意義であり、積極的に行いたいと考えている。当庁では、庁舎見学の際、審判廷の見学に加え、ビデオ視聴コースと模擬少年審判コースを選択させているが、模擬少年審判を希望する見学者が大半であり、中高生が興味を持って参加できる企画としても模擬少年審判が効果的である。しかし、夏休み企画として高校生を対象に模擬少年審判を高裁と共催で企画したが、参加者の確保が難しく、今年度の開催は見送った。中高生が意欲的に参加できる広報企画について、各庁の実情や工夫例を伺いたい。	高校生は夏休み期間も勉強等で忙しく、多数の参加は難しいことから、長期の休み以外の時期に授業のカリキュラムに組み込んで開催したり、学校に出向いて出張模擬少年審判を行うことで、参加者を増やすことが考えられる。夏休み期間は、中学生とその保護者を対象とした模擬少年審判を開催することも考えられる。	名古屋家	名古屋高	各庁の実情や工夫例を伺いたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
16	一般広報 (その他)	その他	裁判員制度周知広報が落ち着いた現状において、集客型広報以外で広報効果が高かった広報企画を紹介いただきたい。	集客型広報企画は報道してもらえば、広報効果もあると思われるが、一般的に、費用対効果の観点から、効率が良いものとはいえない。裁判員制度周知広報が一段落した現状において、各庁は一般広報企画に悩んでおり、極めて少ない広報予算の中でウェブサイトの充実にも力を入れているが、下級裁は、国民の裁判所ウェブサイトへのアクセス状況を把握できず、国民が求める情報についての分析ができない状況にあり、国民のニーズを図りがたい状況にある。 については、集客型広報以外で広報効果の高い広報企画などを実施している庁があれば、紹介いただきたい。	名古屋高	名古屋高				
17	一般広報 (その他)	その他	憲法週間行事、法の日週間行事における広報行事について、各庁において工夫された例があれば伺いたい。	憲法週間行事、法の日週間行事として弁護士会等との共催で無料法律相談を実施しており、例年好評を博しているが、その一方で、裁判所が法律相談行事を主催することに疑問を呈する見方もあるため、法律相談を広報行事として行うことについて、各庁の実情を伺いながら意見交換をしたい。 また、模擬少年審判を広報行事として行う際、学校との連絡調整において工夫された例があれば伺いたい。	岐阜地家	名古屋高	各庁の実情や工夫例を伺いたい。			
18	一般広報 (その他)	その他	裁判所における法教育への関与の在り方について	法務省の呼びかけで「岐阜法教育推進プロジェクト」が発足し、平成24・25年度は関係機関が協力して法教育に取り組むことになっている。 教育機関ではなく、行政府省のように法教育に関する政策を企画立案する立場でもない裁判所にとって、どのように法教育に関与していくことができるのか、法教育に取り組む各庁の実情を伺いたい。	岐阜地家	名古屋高	各庁の実情を伺いたい。			

(別添様式)

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
19	一般広報 (その他)	その他	裁判所におけるインターンシップの 在り方について	キャリア教育に関する意識の高まりにより、最近、裁判所におけるインターンシップ受入れの要請が増加している。裁判所では従前から、高度な守秘義務を理由に、正式なインターンシップの受入れに代えて、説明付き法廷傍聴等を行ってきたが、法務省(本省)、法務局、検察庁では、守秘義務に関する誓約書を書かせた上でインターンシップを受け入れているようである。社会的な要請が高まる中で、裁判所はこれまで通りの姿勢で良いのか。広報的効果も考慮に入れながら、各庁の意見を伺いたい。	岐阜地家	名古屋高	各庁の実情を伺いたい。裁判所としても法教育に協力する必要があると思われるが、高度な個人情報を取り扱う裁判所からインターンを通じて情報が漏洩した場合、守秘義務に関する誓約書を書かせていたとしても、裁判所に対する国民の信頼が失墜することは免れず、法務省や検察庁がどのような受入れを行っているかは不明であるが、他官庁が行っていることをもって受入れに積極的になることは困難と思われる。			
20	一般広報 (その他)	その他	法の日週間、憲法週間等の広報 行事における広報効果を高めるた めの工夫例について	福井地家裁では、法の日週間行事を兼ねた調停制度90周年記念行事として、模擬調停を企画している。できるだけ多くの参加者を募るため、休日開催も検討したが、模擬調停という題材であれば、高齢者を中心に平日開催でも参加者は集まると考え、休日開催による職員の負担も考慮し、平日に開催することとした。広報行事については、各庁で様々な工夫をされていると思うが、企画内容や開催日時・曜日、開催方法等で実際に広報効果が高かった例があれば参考にさせていただきたい。	福井地家	名古屋高	各庁の実情及び工夫例を伺いたい。			

平成24年度広報担当者協議会協議問題

庁名 名古屋高等裁判所

出題番号	分類	小分類	協議問題	出題理由及び出題庁の意見	出題庁名	高裁名	高裁の見解	主管	関係局課	備考
21	一般広報 (その他)	その他	調停協会主催の調停相談会に関する広報について	調停協会主催の相談会の案内については、裁判所が主催する相談会であるような疑いを生じさせないように配慮しつつ、できる範囲で協力するようにしているところであるが、福井家裁では、調停相談会について、委嘱相談会だけでなく、自主開催による相談会(平成24年は調停制度90周年であるので最高裁も後援している)についても裁判所のウェブサイトで広報することとした。 調停協会と裁判所との関係につき、国民から誤解を受けることのないよう配慮しつつ広報活動を行うために参考にさせていただきたいので、調停協会主催行事に関する広報の在り方について、他庁の実情を伺いたい。	福井地家	名古屋高	各庁の実情を伺いたい。			